

令和6年度 広島市中央駐車場（自動二輪車）登録利用募集案内

以下の募集案内をよくご確認ください、登録利用申請の申し込み手続きを行ってください。

1 広島市中央駐車場（自動二輪車）の概要

- (1) 場 所 広島市中区基町2番
広島市中央駐車場 駐車場東側の自動二輪車用区画
- (2) 登録利用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（12か月間）
※自動更新はありません。なお、期間途中で解約することもできます。
- (3) 利用時間 午前6時30分から翌1時（年中無休）
- (4) 登録利用料 12か月間 30,000円(2,500円/月 うち消費税額等227円・税率10%)
※登録利用料は一括でお支払いいただきますが、年2回の分割納付も可能です。ご希望の方は登録利用申請書（様式1）の納付回数欄にチェックを入れてください。

2 年度当初の登録利用募集

- (1) 募集受付期間
令和6年1月23日（火）から令和6年2月12日（月・祝）までの営業時間内
- (2) 募集台数 182台
小型自動二輪車（50cc超125cc以下）普通自動二輪車（125cc超400cc以下）及び大型自動二輪車（400cc超） ただし、側車（サイドカー）付の自動二輪車は除く
- (3) 登録利用申請書（様式1）の配布場所
広島市中央駐車場 管理事務室（アマノマネジメントサービス株式会社）
広島市自転車等駐車場 管理事務室（広島県ビルメンテナンス協同組合）
広島市各区役所（維持管理課）
アマノマネジメントサービス株式会社 HP（右記二次元コードから入手可）
- (4) 提出先
広島市中央駐車場 管理事務室（アマノマネジメントサービス株式会社）
- (5) 申請書の記入方法及び選考方法等
 - ① 登録利用申請書（様式1）1通につき自動二輪車1台のみ受付いたします。
 - ② 自動二輪車は原則として、登録利用申請者の所有又は使用するものとしてください。
 - ③ 一定の大きさ（長さ210cm及び幅90cm）以上の自動二輪車は、駐車場を利用できない場合があります。
 - ④ 応募者多数の場合は抽選となります。抽選結果は2月16日（金）頃発送予定の書面でご確認ください。また当選者には「登録利用決定通知書兼登録利用のお知らせについて」の書類を同封いたします。



- ⑤ 当選者は、3月1日（金）から3月8日（金）までの間に、広島市中央駐車場管理事務室において、前記④により送付された書類と登録利用料金（現金）を持参し、手続きを行ってください。その際に、領収書及び登録証（シール）をお渡しします。なお、期間中は7時30分から19時00分まで受付をいたします。
- ⑥ 登録期間内に登録利用料金の納付が確認できない方は、登録の取り消しとなりますのでご注意ください。

3 登録利用の追加募集及び登録待機申請の受付

- (1) 年度当初の募集台数に満たない場合は、令和6年3月15日（金）より先着順で追加募集を行います。
- (2) 年度当初の登録利用募集台数に達した後は、登録待機申請を先着順で受付し、空きが生じた場合は順次連絡します。
- (3) 登録待機申請書の配布場所、提出先及び申請書の記入方法は、前記2の年度当初登録利用の募集に準じます。

4 留意事項

- (1) 駐車場内では、徐行するなど安全に留意した走行をし、係員の指示、区画線や標識等に従って利用してください。
- (2) 利用を妨げる行為、その他管理運営上支障があると認められる行為をしないでください。
- (3) 登録証（シール）は、登録された自動二輪車の後輪の泥よけ等の見えやすい位置に貼り付けてください。
- (4) 駐車場内での盗難、損傷等の損害に対して、市及び当社は一切の責任は負いませんので、ご了承ください。
- (5) 登録利用を解約する場合は、事前に関係書類を添えて、解約の手続きをする必要があります。なお、届出月の登録利用料金（日割を含む）の返金はできませんのでご了承ください。
※解約時には、登録証（シール）を返還してください。
- (6) 広島市中央駐車場のほか、広島バスセンター西A自転車等駐車場ほか29施設でも、登録利用の募集を行っています。詳細は下の二次元コードからご確認ください。



【お問い合わせ先】

広島県ビルメンテナンス協同組合駐輪場管理グループ

TEL：082-242-7330

FAX：082-542-6676